

令和5年9月8日  
消防救急課

報道関係者 各位

## 令和5年度山形県・真室川町合同林野火災防ぎょ訓練の実施について

林野火災発生時における、関係機関の相互の連携による迅速な消火体制（空中消火を含む）の構築を目的として、下記のとおり訓練を実施しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 日 時

令和5年9月17日（日） 10:00～12:00

#### 2 場 所

「秋山スキー場」（真室川町木ノ下地内）【別紙1】

#### 3 概 要

##### （1）訓練（被害）想定

山形県内に強風、乾燥注意報が継続発令中のところ、真室川町木ノ下地内（秋山スキー場）において林野火災が発生。火勢は拡大の様相を呈している。

##### （2）主な訓練項目

- ・初期消火、通報訓練
- ・現地指揮本部の設置運営訓練
- ・ドローンによる上空偵察
- ・火災防ぎょ訓練
- ・消防防災ヘリによる空中消火訓練

#### 4 訓練参加者及び参加機関

（1）訓練参加者 約280名（うち消防団員210名）

（2）参加機関

山形森林管理署最上支署、最上広域森林組合、神室工業株式会社、  
有限会社真和技建、山形県警察（新庄警察署）、真室川町（総務課、農林課）、  
真室川町消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上管内市町村消防団、  
山形県（消防救急課、消防防災航空隊、最上総合支庁）

#### 5 その他

現地取材の際は、来賓・参加者駐車場（秋山スキー場東側）を御利用ください。

【問合せ先】 消防救急課  
課長補佐 中村 精  
電話：023-630-2226

【報道監】 防災くらし安心部  
次長（兼）危機管理広報監 柴崎

# 令和5年度林野火災防ぎょ訓練会場位置図

## 令和5年度山形県・真室川町合同林野火災防ぎょ訓練 会場図



## 訓練イメージ



火たたき・覆土による初期消火



現地指揮本部



背負い式水のうによる火災防ぎょ



消防団による遠距離送水



消防吏員による放水



消防防災ヘリによる空中消火

## 1 令和5年の月別火災発生件数（件数は速報値）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
建物	38(18)	21(16)	12(17)	24(12)	6(16)	6(14)	5(10)	16(13)	128(116)
林野	0(0)	0(0)	3(0)	12(4)	3(10)	1(0)	0(1)	0(0)	19(15)
野火等	2(6)	0(0)	23(4)	24(17)	9(18)	2(1)	4(0)	15(3)	79(49)
車両等	1(3)	2(0)	3(4)	2(1)	3(3)	3(2)	3(3)	2(2)	19(18)
計	41(27)	23(16)	41(25)	62(34)	21(47)	12(17)	12(14)	33(18)	245(198)

※ ( ) 内はR4年の件数

## 2 火災多発警報発令状況について

2年度	林野火災野火等	R2.4.17	R2.4.17 (金) ~ R2.4.23 (木)	
	林野火災野火等	R2.4.30	R2.4.30 (木) ~ R2.5.6 (水)	
	林野火災野火等	R2.5.7	R2.5.7 (木) ~ R2.5.13 (水)	発令の延長
	林野火災野火等	R2.6.5	R2.6.5 (金) ~ R2.6.11 (水)	
	林野火災野火等	R2.6.12	R2.6.12 (金) ~ R2.6.18 (水)	発令の延長
3年度	林野火災野火等	R3.4.13	R3.4.13 (火) ~ R3.4.19 (月)	
	林野火災野火等	R3.4.23	R3.4.23 (金) ~ R3.4.29 (木)	
	林野火災野火等	R3.4.30	R3.4.30 (金) ~ R3.5.6 (木)	発令の延長
4年度	林野火災野火等	R4.4.13	R4.4.13 (水) ~ R4.4.19 (火)	
	林野火災野火等	R4.5.11	R4.5.11 (水) ~ R4.5.17 (火)	
	建物火災	R5.1.12	R5.1.12 (木) ~ R5.1.18 (水)	
	建物火災	R5.1.20	R5.1.20 (金) ~ R5.1.26 (木)	
	建物火災	R5.1.31	R5.1.31 (火) ~ R5.2.6 (月)	
	建物火災	R5.2.7	R5.2.7 (火) ~ R5.2.13 (月)	発令の延長
5年度	林野火災野火等	R5.4.2	R5.4.2 (日) ~ R5.4.8 (土)	
	林野火災野火等	R5.4.7	R5.4.7 (金) ~ R5.4.13 (木)	発令の延長
	建物火災	R5.4.24	R5.4.24 (月) ~ R5.4.30 (日)	
	林野火災野火等	R5.4.25	R5.4.25 (火) ~ R5.5.1 (月)	

○ 火災多発警報発令基準

「建物火災多発警報」 1週間に 9件以上の建物火災が発生した場合

「林野火災野火等多発警報」 1週間に 10件以上の林野火災及びその他火災が発生した場合

## 3 野外における火災防止のために県民の皆様にお伝えしたいこと

- ①強風時及び乾燥時には、たき火、野焼き等をしない
- ②枯れ草等のある火災が起りやすい場所では、たき火をしない
- ③たき火等火気の使用中は、その場を離れず、使用後は完全に消火する
- ④火入れを行う際は、市町村の許可を必ず受ける
- ⑤たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てない
- ⑥火遊びはしない